

明和町告示第 73 号

明和町労務費ダンピング調査実施要領

(趣旨)

第 1 条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、令和 6 年 6 月に公布、令和 7 年 12 月に施行された。

同法第 12 条に基づき、入札参加者は入札時に労務費等の内訳を記載した工事費内訳書を提出することが義務付けられている。また、同法第 13 条に基づき、発注者（発注担当課長）（以下「発注者」という。）は、提出された工事費内訳書の確認等の措置を講ずることが義務付けられている。

これを受け、国土交通省不動産・建設経済局が策定した「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（令和 7 年 12 月）」（以下「ガイドライン」という。）において、工事費内訳書を確認するための「労務費ダンピング調査」の方法が示された。

明和町労務費ダンピング調査実施要領（以下「本要領」という。）は、ガイドラインを踏まえ、明和町が実施する建設工事の入札において、当該調査を適正に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 本要領は、令和 8 年 7 月 1 日以降に明和町が実施する競争入札に付する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。）を対象とする。

(入札参加者への周知)

第 3 条 対象工事の公告又は指名通知の際には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 本要領の適用があること。
- (2) 直接工事費が第 4 条に規定する一定水準未満である場合、落札者に対し理由書の提出を求める場合があること。

(調査)

第 4 条 発注者は、第 2 条の対象工事において、落札決定後、落札者が提出した工事費内訳書（入札時提出用）に記載された直接工事費を確認することにより労務費ダンピング調査（以下「調査」という。）を行う。

2 発注者は、前項の直接工事費が一定水準以上であるかを確認し、一定水準未満である場合は、次のとおり調査を行うものとする。

なお、一定水準とは、以下の式により算定するものとし、算定に用いる係数は「中央公契連モデルの係数 (0.97)」とする。

- ・一定水準（建築工事以外）＝発注者の積算における直接工事費 × 係数
- ・一定水準（建築工事）＝発注者の積算における直接工事費 × (1－0.1) ×

[ここに入力]

係数

※「建築工事」とは公共建築工事積算基準を適用する工事をいう。

(1) 積算の確認

発注者は自らの積算が、市場単価等の材工共の単価を含まず、労務費、材料費及び機械経費に分離可能な単価のみで構成され、労務費を正確に算出できるかを確認する。ただし、建築工事においては、次号により発注者の積算における労務費を算出する場合は、労務費を正確に算出できるものとみなす。

(2) 労務費の確認

前号により労務費を正確に算出できる場合は、落札者が提出した工事費内訳書に記載された労務費が、発注者の積算における労務費（1万円未満切捨て）以上であるかを確認する。

なお、建築工事においては、発注者の積算における労務費は、以下の式により算出し確認する。

・労務費＝工事価格 × 標準的な労務構成割合（別紙１）

(3) 理由書の提出

(1)により労務費を正確に算出できない場合又は(2)により発注者の積算における労務費未満である場合、発注者は落札者に対し期限を定め、書面（様式第１号）により理由書の提出を求めるものとする。期限日は、通知日の翌日から起算して３開庁日目を標準とする。この場合において、落札者は期限までに理由書（様式第２号）を提出しなければならない。

(4) 理由の確認

発注者は、前号の規定により提出された理由書の内容に合理的な理由があるかを確認する。なお、当面の間、原則として次に掲げる場合は、合理的な理由がないものとみなす。

ア 理由書が提出期限までに提出されない場合。

イ 最新の公共工事設計労務単価を用いずに算出した場合。

ウ 最新の公共工事設計労務単価を用いているが、歩切りや一定率を乗じるなどして減額した場合。

（改善要請等）

第５条 発注者は、前条第２項(4)の規定により理由を確認した結果、合理的な理由が確認できない場合、又は期限までに理由書の提出が無い場合は、書面（様式第３号）により落札者に改善を要請するものとする。

（確認及び通報）

第６条 発注者は、合理的な理由が確認できなかった場合は、第４条の調査の結果及び前条の改善要請等の一連の結果を、報告書（様式第４号）により町長に

[ここに入力]

報告するものとする。

- 2 発注者は、前項の報告と併せて、調査完了報告書（様式第5号）を作成し、保管するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定により報告を受けた場合は、国土交通省中部地方整備局（建設Gメン）へ通報（様式第6号）を行うものとする。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。